

日本人事労務コンサルタントグループ（LCG）会員規約

第1条 （総則）

本規約は、株式会社南経営ソリューションズ（以下、甲という）が主宰する日本人事労務コンサルタントグループ（以下、LCGという）の規約を定めたものである。

第2条 （目的）

LCGは、社会保険労務士及び人事労務コンサルタントを会員とし、主に中小企業の人事労務環境の向上に資するコンサルティングスキルの向上を目指すことならびに会員とその顧客をつなぐコミュニケーションシステムの活用を促進することを目的とする。

第3条 （LCGの提供するサービス）

LCGは会員に対し、以下のサービスを提供する。

- (1) 顧客指導スキル向上のための教育研修
- (2) 人事労務情報の提供
- (3) MyKomonシステムの提供

2 但し、次条で定める正会員及び準会員は、前項の(2)のサービスの一部を利用できない。

第4条 （会員区分）

会員区分は、準会員、正会員、特別会員の3つとし、別途料金表にて、サービスの利用範囲を定めるものとする。

第5条 （入会の手続き）

LCGへ入会を希望する場合は、「日本人事労務コンサルタントグループ入会申込書」に必要事項を記載して申し込み、その後、LCG事務局の審査を経て入会することができる。

第6条 （費用）

LCGへの入会にかかる初期費用及び月会費・オプション料金は、別途料金表にて定めるものとする。

2 セミナー受講費用においてはセミナーごとに定めるものとする。セミナーキャンセル料は別途セミナーキャンセル規定に定めるものとする。

第7条 （初期費用及び月会費等の支払い）

会員は、初期費用を、初回の月会費等と同時に甲からの請求に基づき、所定の口座振替の方法にて甲へ支払うものとする。

2 会員は、月会費等を、甲からの請求に基づき、所定の口座振替の方法にて甲へ支払うものとする。

3 会員は、月会費等を、入会した日を含む月の翌月分から、退会した日を含む月の分までを甲へ支払うものとする。

区分変更した場合は、区分変更した日を含む月の翌月分から区分変更後の料金を適用する。

4 セミナー受講費用は、区分変更をした日以降に受講したセミナーから区分変更後の料金を適用する。

5 利用者が会費等の債務を支払い期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払い期日の翌日から支払いの日まで、年8%割合で計算される金額を遅延利息として付加して利用料その他の債務と一括して甲が指定した日までにその指定する方法で支払うものとする。

6 前項の支払いに必要な振込み手数料その他、支払いの為の費用は全て、利用者の負担とする。

第8条 （区分変更）

準会員が正会員または特別会員への区分変更を希望した場合は、所定の変更の申し出があった日を含む月の翌月から会員区分を変更する。

2 正会員が特別会員への区分変更を希望した場合は、所定の変更の申し出があった日を含む月の翌月から会員区分を変更する。

3 特別会員が正会員へ区分変更を希望した場合は、所定の変更の申し出があった日を含む月の翌月から会員区分を変更する。

4 正会員及び特別会員が準会員へ区分変更を希望した場合は、所定の変更の申し出があった日を含む月の翌月から会員区分を変更する。

ただし、正会員、特別会員となった日の翌月から6ヵ月間は準会員へ区分変更することができない。

正会員から特別会員、または特別会員から正会員へ区分変更した場合は、最初に正会員、または特別会員になった日が基準となる。

第9条 （退会の要件）

会員が次の各号の一に該当する場合にはLCGを退会するものとする。

- (1) 会員が所定の解約手続を完了したとき
- (2) 会員が破産宣告を受けたとき
- (3) 会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 会員が法人の場合は、法人が消滅したとき
- (5) 2ヵ月連続または、過去1年間で3回、会費等の口座振替ができなかったとき

第10条 （解約の手続き）

会員が第9条の(1)に定める解約を希望する場合は、別に定める「解約届」を事務局へ提出し、所定の手続を経て退会することができる。

2 正会員及び特別会員は、正会員、特別会員になった日の翌月から6ヵ月間は、本条第1項の退会をすることができない。

正会員から特別会員、または特別会員から正会員へ区分変更した場合は、最初に正会員、または特別会員になった日が基準となる。

3 本条第1項、第2項の規定に基づいた解約手続きが、毎月20日以前に完了した場合は、その月の末日をもって退会することができる。

また、21日以降の解約手続きについては、翌月末日をもって退会となる。

4 グループウェア・医業福祉部会の解約を希望する場合は、別に定める「解約届」を事務局へ提出し、所定の手続を経て退会することができる。

グループウェア・医業福祉部会の解約手続きが、毎月20日以前に完了した場合は、その月の末日をもって解約することができる。

また、21日以降の解約手続きについては、翌月末日をもって解約となる。

第11条 （除名）

会員が次の各号に該当する場合には、LCGから除名されることがある。

- (1) 会員が社会保険労務士の倫理基準に抵触する違反行為を行ったとき
- (2) 会員がLCGの名誉を毀損し、またはLCGの目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員が業務上の法令違反、その他、会員として相応しくない行為があったとき

第12条 （拋出金品の不返還）

LCGの解約に際し、既納の月会費及び初期費用その他の拋出金品は、これを返還しない。

第13条 （MyKomon利用規約）

MyKomonの利用にあたっては別に定めるMyKomon利用規約によるものとする。

以上

2009年 8月 1日制定

2010年 2月 1日改定

2012年 2月 1日改定

2013年 6月24日改定

2014年 1月14日改定

2014年10月10日改定

2020年 4月20日改定

2020年10月 1日社名変更